

【学校法人ひかりの子学園 危機管理方針】

学校法人ひかりの子学園（以下「学園」という。）では、子ども一人ひとりを大切にし、その成長の喜びを園児・保護者・保育者が共有し、三者が共に育つことを目標としております。

その目標達成のためには多くの子どもが集う学園の安全が確保されていなければなりません。しかし保育活動においては多くの危険要因が存在し、人為をもって災害、犯罪、保育活動中の負傷などすべての危険要素を皆無にすることはできません。学園教職員一同はこのことを理解し、ケガやトラブルの防止に努めるとともに、万が一のアクシデントに適切に対応し、被害を最小限に食い止める責務があります。

園児の健やかな成長と権利を守る活動として、保育活動中の危険要因を取り除き、安全に対する保育者の意識を高めることを最優先とし、以下のとおり「学校法人ひかりの子学園危機管理方針」（以下「本方針」という。）を定め、園児が安心して過ごせる保育環境を整えてまいります。

- 1、学園は、災害・犯罪や園内事故、その他トラブル発生などの緊急時（以下「緊急時」という。）には避難、救護および看護など、園児の生命と健康を守る活動がすべての業務活動に最優先することを確認し、すべての学園教職員が適切な行動が出来るよう努めます。
- 2、学園は、教職員が緊急時の対応に必要な知識を習得できるよう、教育啓発活動を推進いたします。
- 3、学園は、保育活動に関わるリスクを定期的に分析し、危険を未然に防ぎ、被害減少の対策を行います。
- 4、緊急時は救護活動を優先しつつ、速やかに状況の確認と記録を行い、原因の解明に資するよう努めます。
- 5、学園は、事故・トラブルについて関係する園児および保護者など関係者に対し、法令や学園規程および方針類に則り、可能な限り情報開示を行います。
- 6、学園は、当事者を除く保護者とその関係者に対し、事故・トラブルの深刻度の軽重に応じて合理的かつ必要な範囲内で内容の説明を行います。
- 7、学園は、本方針や園児の保健、安全管理に関する規程および方針類ならびに基準等の運用について、法令等の改正、社会情勢の変化、監査の結果等に応じて継続的に改善をしております。